平成２８年（フ）第７４１３号
東京都世田谷区北烏山３丁目16―16―101
債務者　國田亜樹彦
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７４１７号
秋田県能代市字後谷地16―35―202
債務者　堀田　富子（旧姓信太）
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４０２７号
大阪府吹田市千里山西６丁目36番107号
債務者　山田　貴子（旧姓川上）
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１８５２号
福岡市博多区博多駅南４丁目２番10号南近代ビル５Ｆ
破産者　株式会社トライアゲイン
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２１８号
栃木県塩谷郡塩谷町大字大久保1699番地17
破産者　川島　佑一
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２７８号
栃木県宇都宮市宝木本町1768番地　宝寿苑、前住所栃木県宇都宮市下荒針町3575番地14
破産者　細谷　武次
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第６１２号
さいたま市大宮区下町１丁目40番地４
破産者　フォーライフ株式会社
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１７１号
名古屋市中村区名駅南１丁目17番23号
破産者　株式会社Ｋ＆Ａ
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５１２８号
奈良県香芝市逢坂６丁目622番地
破産者　株式会社豊田照明奈良
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７０１号
神奈川県大和市福田３丁目10番地５広瀬マンション202号
破産者　株式会社みかどや靴店
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８２９号
横浜市西区北軽井沢34番地
破産者　三ッ沢建設株式会社
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１１０号
神奈川県大和市中央林間４丁目４番８号中央林間吾妻ビル２階
破産者　株式会社フロンティアコーポレーション
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１１号
石川県金沢市横川２丁目142番地３
破産者　エーワンアドバンス株式会社
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２７号
和歌山県田辺市明洋３丁目18番６号
破産者　株式会社丸**真**
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所田辺支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第９０号
福岡市東区千早１丁目９番２―906号、開始決定時の住所福岡市東区千早２丁目27番８―212号
破産者　川口　　洋
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３９０号
埼玉県川口市西川口３丁目29番23―803号
エクセレントシティ西川口、開始決定時の住所埼玉県吉川市きよみ野４丁目14番地６
破産者　増田　久子
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第５１８号
福岡県宗像市自由ヶ丘11丁目16番地16
破産者　サンハートこと　吉田　弘平
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９８号
青森県弘前市大字青山５丁目15番地３
破産者　佐々木　渉
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第２４６号
秋田市八橋本町４丁目７番27号
破産者　石井　政康
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部